

取組	NO	支援内容	概要	予算規模
第1弾	1	中小企業者に対する融資 利子補給事業	自然災害などの直接的な被害や連鎖倒産などの間接的な被害を受けた中小企業者の資金調達の円滑化を図るため利子補給金を交付する。 【利子補給対象融資】 <ul style="list-style-type: none">・宮城県中小企業安定化資金（災害復旧対策資金・セーフティネット資金）・日本政策金融公庫（災害復旧貸付・セーフティネット貸付・新型コロナウイルス感染症特別貸付小規模事業者経営改善資金（マル経融資枠））・商工組合信用金庫（災害復旧資金・セーフティネット資金） 【利子補給の内容】 <ol style="list-style-type: none">1 利子補給率：年利 1.0%2 融資限度額：1 企業当たり 20,000 千円3 対象期間：借入実行日から 3 年間4 限度額：3 年間の利子総額のうち 1 企業当たり 500 千円	30,000 千円
第2弾	1	就職支援事業 「内定取消者」を会計年度任用職員として採用	新型コロナウイルス感染症の影響から、令和 2 年 4 月採用予定者であったが、就職先の内定を取り消され求職活動を行っている者を会計年度任用職員として採用する。 なお、就業を併せて新たな就職活動を行わせることにより、安心して就職活動が行える。 ◆対象者 新卒の高等学校及び大学等（専門学校、短期大学、高等専門学校及び大学院を含む）を卒業（修業）し、就職先の内定を取り消され現在無職である者 ◆雇用期間 採用された日から令和 3 年 3 月 31 日まで ◆雇用内容 会計年度任用職員として、週 4 日（31 時間以内）※勤務日以外は就職活動を行う。	15,258 千円
	2	出前・ランチの日設定 (市役所限定)	市職員（本庁・支所含む）が週に 1 回程度、「出前・ランチの日」を定め市内の業者より出前（テイクアウト含む）により、飲食業者の利益向上の一助を行う。 ※職員の任意であり強制ではない。 ※出前（テイクアウト）を行う事業者がいない支所等は除く。 <u>4/22 副市長名で職員に対し理解と協力のお願い。（グループウェアで周知済）</u>	
第3弾	1	中小企業者（個人事業主）に対する経営持続に対する助成	感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える助成金を交付 ◆給付対象者 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げ、前年同月比で 20% 以上 50% 未満減少している者 ※国の「持続化給付金」の対象とならない事業者等 ◆助成額 100 千円 ◆概算事業費 法人等（個人事業主含む） @100 千円 × 1,300 件 = 130,000 千円	130,000 千円
	2	感染症拡大防止協力金の上乗せ	宮城県の休業要請の対象となる店舗が休業を行った場合に交付する協力金について、2 以上の店舗で休業を実施した場合に本来交付される額に上乗せを行う。 ※本来の協力金 300 千円と併せて 300 千円を支給し、合計 600 千円を支給するもの ◆対象者 協力金支給要件を満たす 2 店舗以上を営む者 ◆助成金額 300 千円 ◆概算事業費 @300 千円 × 100 事業者 = 30,000 千円	30,000 千円
	3	営業形態変更・追加のための費用補助	新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食業界では不要不急の外出自粛により経営がひっ迫し、関連する仕入れ業者にも影響が及んでいる状況である。 現状を開拓するために新たな営業形態に取り組む事業者に対しその費用の一部を助成する。 ◆対象者 市内中小企業者のうち、主に飲食、食品流通関係事業者でコロナの影響から新たな営業形態（ランチ、テイクアウト、デリバリー等）を開始する事業者 ◆補助額 1 事業者につき、事業費の 3/4、上限額 200 千円 ◆期間 令和 2 年 3 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日まで	20,000 千円

「新型コロナウイルス感染症」対策独自支援策

取組	NO	支援内容	概要	予算規模											
		<p>◆対象費用 新たな事業を開始するための資材（使い捨て食器類、梱包材等の購入費用、チラシ作成費用、注文受付用のフォーム作成使用等）、デリバリー営業のための配達用車両改造・購入費用等</p> <p>◆概算事業費 @200千円×100事業者=20,000千円</p>													
4	水産業人材マッチング事業	<p>◆対象費用 新型コロナウイルスの感染拡大による外国人実習生等の入国規制に伴い、本市の水産業においては労働人員が不足する一方、宿泊業・飲食業等では、売上の大幅な減少に伴い、業務が縮小する中で、従業員の一時的な休業などにより、雇用の維持に努めているが、従業者への給与支給が大きな負担となっている。新型コロナウイルス関連に苦しむ両者をマッチングすることによって、水産業の労働者不足を解消しようとするもの。</p> <p>◆対象者 石巻市内において、外国人実習生を受入れしている水産業を営む事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人材の確保が難しい事業者</p> <p>◆実施事業 委託業務：①雇用状況調査・相談業務 ②求人活動代行 ③マッチング業務</p> <p>◆事業費 委託料 5,500千円</p>		5,500千円											
5	「石カラ・プロジェクト」助成事業	<p>◆事業内容 市内の飲食店を支えることを目的に、石巻観光協会で実施する 10%割増飲食代金の前売りチケット事業に対し費用を助成する。</p> <p>◆販売期間 令和2年4月25日～令和2年6月30日</p> <p>◆利用期限 販売日翌日から180日間</p> <p>◆助成内容</p> <table> <tbody> <tr> <td>・チケット印刷代</td> <td>@56円×2,000枚×1.1=123,200円</td> </tr> <tr> <td>・チラシ兼申込書印刷代</td> <td>@73円×3,000枚×1.1=240,900円</td> </tr> <tr> <td>・ポスター印刷代</td> <td>@1,650円×100枚×1.1=181,500円</td> </tr> <tr> <td>・チケット郵送料</td> <td>@84円×2,000枚=168,000円</td> </tr> <tr> <td>・専用ホームページ開設費用</td> <td>176,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>・新聞広告代</td> <td>@100,000円×1.1=110,000円</td> </tr> </tbody> </table>	・チケット印刷代	@56円×2,000枚×1.1=123,200円	・チラシ兼申込書印刷代	@73円×3,000枚×1.1=240,900円	・ポスター印刷代	@1,650円×100枚×1.1=181,500円	・チケット郵送料	@84円×2,000枚=168,000円	・専用ホームページ開設費用	176,000円（税込）	・新聞広告代	@100,000円×1.1=110,000円	1,000千円
・チケット印刷代	@56円×2,000枚×1.1=123,200円														
・チラシ兼申込書印刷代	@73円×3,000枚×1.1=240,900円														
・ポスター印刷代	@1,650円×100枚×1.1=181,500円														
・チケット郵送料	@84円×2,000枚=168,000円														
・専用ホームページ開設費用	176,000円（税込）														
・新聞広告代	@100,000円×1.1=110,000円														

以上、実施済

予算規模合計 231,758千円

第4弾	1	緊急雇用安定対策促進助成事業	<p>◆目的 市内事業者が「雇用調整助成金」制度を活用しやすくなることで市内労働者の雇用の維持を図る。</p> <p>◆概要 国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の申請するために、社会保険労務士等に申請書類作成等を依頼した中小企業者に対して費用を補助する。</p> <p>◆対象 令和2年4月1日～6月30日の休業等に係る雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の申請にあたり、社会保険労務士等に申請書類作成等を依頼した中小企業者</p> <p>◆補助額 補助率 10/10 上限額 100千円（1事業者1回限り）</p> <p>◆費用概算 @100千円×50事業者</p>	5,000千円
	2	観光関連産業事業者 経営支援事業	<p>◆目的 新型コロナウイルス感染拡大による、行動・経済活動の自粛に伴い特に観光関連産業が大きな影</p>	52,000千円

「新型コロナウイルス感染症」対策独自支援策

取組	NO	支援内容	概要	予算規模				
			<p>影響を受けていることから、市内の中小企業者及び個人事業主の内、「宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給対象とならない事業者等を支援することで、事業の継続性を確保し雇用の安定を図る。</p> <p>◆概要</p> <p>市内飲食事業者の内、「宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給対象外の飲食店、及び観光関連産業事業者に対して支援金を支給する。</p> <p>◆対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 観光関連産業事業者（市内中小企業者及び個人事業主に限る） ② 市内中小企業者であって、休業要請等対象業種の内、支給要件の対象とならない飲食事業者（店舗が自肃対象外である通常午前5時から午後8時の範囲内で営業している飲食店事業者） <p>※飲食店事業者（個人事業主を含む）は、「飲食業」の許可を得、店舗による営業を行っている者</p> <p>◆支援額</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">①</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 宿泊業 : 1事業者 200千円 + 1室1千円 上限額 400千円 ※ホテル・旅館・民宿等に分類されるもの。部屋数は保健所に届出ている部屋数とする。 (イ) 旅行代理店 : 1事業者 200千円 (ウ) 観光バス会社 : 1事業者 200千円 (エ) タクシー会社 : 1事業者 200千円 (オ) 離島航路事業者（国等の補助金を受けている定期航路事業者を除く）: 1事業者 200千円 (カ) その他の観光関連産業事業者（観光物産土産品等を扱う小売店については、販売商品の概ね80%以上を扱っている事業者であること）: 1事業者 200千円 ※(イ)から(カ)のうち複数の事業を営んでいる者は400千円を上限とする。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店 : 1事業者 200千円 </td> </tr> </table> <p>◆費用概算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業 : 87社 約19,000千円 ・旅行代理店 : 11社 × 200千円 = 2,200千円 ・バス会社 : 7社 × 200千円 = 1,400千円 ・タクシー : 24社 × 200千円 = 4,800千円 ・離島航路事業者（金華山航路）: 3社 × 200千円 = 600千円 ・その他の観光関連産業事業者 : 20社 × 200千円 = 4,000千円 ・飲食店 : 100社 × 200千円 = 20,000千円 <p>合計 約52,000千円</p>	①	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 宿泊業 : 1事業者 200千円 + 1室1千円 上限額 400千円 ※ホテル・旅館・民宿等に分類されるもの。部屋数は保健所に届出ている部屋数とする。 (イ) 旅行代理店 : 1事業者 200千円 (ウ) 観光バス会社 : 1事業者 200千円 (エ) タクシー会社 : 1事業者 200千円 (オ) 離島航路事業者（国等の補助金を受けている定期航路事業者を除く）: 1事業者 200千円 (カ) その他の観光関連産業事業者（観光物産土産品等を扱う小売店については、販売商品の概ね80%以上を扱っている事業者であること）: 1事業者 200千円 ※(イ)から(カ)のうち複数の事業を営んでいる者は400千円を上限とする。 	②	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店 : 1事業者 200千円 	
①	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 宿泊業 : 1事業者 200千円 + 1室1千円 上限額 400千円 ※ホテル・旅館・民宿等に分類されるもの。部屋数は保健所に届出ている部屋数とする。 (イ) 旅行代理店 : 1事業者 200千円 (ウ) 観光バス会社 : 1事業者 200千円 (エ) タクシー会社 : 1事業者 200千円 (オ) 離島航路事業者（国等の補助金を受けている定期航路事業者を除く）: 1事業者 200千円 (カ) その他の観光関連産業事業者（観光物産土産品等を扱う小売店については、販売商品の概ね80%以上を扱っている事業者であること）: 1事業者 200千円 ※(イ)から(カ)のうち複数の事業を営んでいる者は400千円を上限とする。 							
②	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店 : 1事業者 200千円 							
3	家賃助成事業	<p>◆目的</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経営状況の悪化した事業者に対し、固定費を補助することで、資金繰り改善を支援し、事業の継続性を確保し雇用の安定を図る。</p> <p>◆概要</p> <p>市内中小事業者に対して、支払った家賃に対する補助を行う。</p> <p>◆対象者</p> <p>市内中小事業者及び市内に住居を置く個人事業主の内、次の2点を満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内中小事業者の内、3~10月の内、任意の3カ月の売上が▲30%以上 ②国の補助対象となる業種の内、補助対象とならない事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・営業開始から1年未満の事業者（対象3カ月の直近3カ月の売上と比較するなど） ・オープン準備をしたものや営業開始できなかった事業者（家賃が発生していることを確認） <p>※1 ①及び②は、現在、国が家賃補助の対象として▲50%以上、3カ月間で▲30%以上の内容で調整中のため決定後、併せて修正する。</p> <p>※2 国の家賃補助は「無利子無担保の融資を借入した上で家賃を支払っていること」が必要</p> <p>◆対象費用</p> <p>支払い済家賃</p> <p>◆補助額</p> <p>家賃1/2以内 上限額50千円/月 最大3カ月間</p> <p>※国の補助額は、2/3、上限額中小500千円・個人250千円、原則半年間</p> <p>◆費用概算</p> <p>@150千円×600事業者</p>		90,000千円				
4	家賃減額助成事業 (オーナー)	<p>◆目的</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経営状況の悪化した事業者に対し、家賃を減額したオーナー等にその減額分の一部を助成することで事業者及びオーナー等の経営の安定を図ることで、事業の継続性を確保し雇用の安定を図る。</p>		45,000千円				

「新型コロナウイルス感染症」対策独自支援策

取組	NO	支援内容	概要	予算規模
		<p>◆概要 自らが所有する建物等（固定資産）の賃貸若しくは使用に係る家賃について、売り上げが減少した中小企業者（個人事業主を含む。）に対し、その家賃等の全部又は一部を減額したオーナーに対し助成する。 なお、対象となる家賃と1体の契約である場合には、土地の賃借料も含める。</p> <p>◆対象者 市内中小企業者に資産を賃貸しているオーナー</p> <p>◆対象費用 本来家賃から減額した金額 期間 令和2年3月1日～令和2年10月31日</p> <p>◆補助額 1事業者あたり（複数物件の場合は合算し、下記の金額が上限となる。） 対象費用の1/2 上限額 300千円/月（3ヶ月間）</p> <p>◆費用概算 対象費用の1/2 上限額 300千円/月 ×（3ヶ月間）×50=45,000千円</p>		
5	水産業人材確保支援事業	<p>◆概要 新型コロナウイルスの影響による外国人材の不足を補うため、国が実施する「水産業労働力確保緊急支援事業」の人材確保支援について、市が嵩上げ補助を実施し、水産業の雇用の促進と経営の安定を図る。</p> <p>◆対象者 上記事業の対象となった事業者</p> <p>◆対象費用 掛け増し賃金</p> <p>◆補助額 国と同額1/2以内 上限額5千円/日（国 上限額5千円） 対象期間 3ヶ月（国と同様）</p> <p>◆事業費 5千円×22日×3ヶ月×100名=33,000千円</p>		33,000千円
6	販売促進等支援事業(がんばる石巻共同販売プロジェクト)	<p>◆目的 新型コロナウイルスの影響により、経営状況が悪化した事業者の売上の回復を目指す取組みについて、その取り組みを支援する者に対し、必要な経費を補助することにより、市内事業者の経営状況の改善を図るもの。</p> <p>◆概要 複数の事業者が連携して実施する販売促進のプロジェクトに対し、事業者又はその支援者が行う必要な取り組みに係る費用を補助する。</p> <p>◆対象者 ①市内事業者（3者以上の連携体） ②3者以上の事業者が参加する事業を支援する団体（NPO・一社等の法人、組合等） ※「3者」構成する者の内、1者以上は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少していることが必要。</p> <p>◆対象費用 事業実施にかかる費用（ウェブサイト等の宣伝広告費、会場借上げ費用、クラウドファンディングの実施等に係る経費） ※事業者及び支援事業者の人件費は除く</p> <p>◆補助額 補助率10/10以内 上限額500千円</p> <p>◆費用概算 @500千円×20事業者 ※1事業者の申請は、補助額が上限に達するまで可能</p>		10,000千円

今回予算規模合計 235,000千円